鈴鹿市告示第３６号

鈴鹿市情報公開条例第２条第２項第３号の実施機関が別に定める機関を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年２月１８日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市情報公開条例第２条第２項第３号の実施機関が別に定める機関を定める告示の一部を改正する告示

鈴鹿市情報公開条例第２条第２項第３号の実施機関が別に定める機関を定める告示（平成１４年鈴鹿市告示第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第２条第２項第３号の実施機関が別に定める機関を次のように定める。 （１）　略 （２）　佐佐木信綱記念館 （３）　鈴鹿市稲生民俗資料館 （４）　伊勢型紙資料館 （５）　庄野宿資料館 （６）　大黒屋光太夫記念館 （７）　前川定五郎資料室 （８）　鈴鹿市文化スポーツ部文化財課（郷土資料室窓口） （９）　鈴鹿市考古博物館 (10)　略	鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第２条第２項第３号の実施機関が別に定める機関を次のように定める。 （１）　略 （２）　略

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。